

8/8 432a

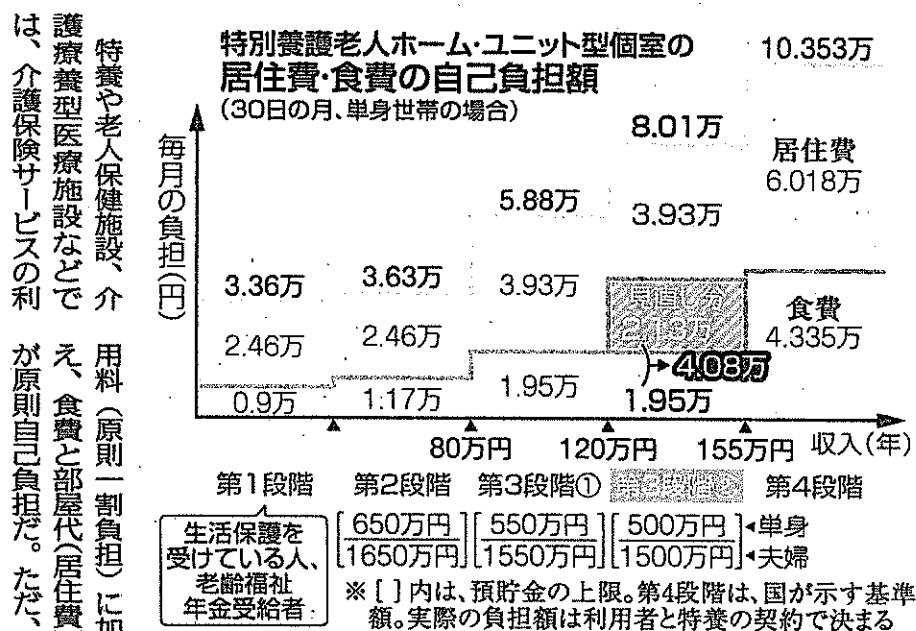
特別養護老人ホーム(特養)などの介護保険施設で今月から、一部の利用者が支払う自己負担額が大幅に増えた。制度の見直しで、低所得者への補助が減額されたためだ。国は「負担の公平性と介護保険の持続可能性を高めるため」と理解を求めるが、対象者の家族らからは困惑の声も上がる。(佐橋大)

# 制度見直し 低所得者への補助減

父親は二十年以上前に脳血管の病気で倒れた。母親（セイ）はうつ状態になり、女性は介護のために離職。父親は九年前から特養で暮らすが、女性は長年の在宅介護で疲れが蓄積し、今も就労できない。病気で休職中の弟を含む一家四人の収入の柱は、月十二万円台の父親の年金。今月以降、特養の費用だけで十二万円以上の費用がかかることになり、女性は「医療費次第で父の生活にかかる費用が年金額を上回ってしまう」と氣をもむ。

されたためだ。国は「負担の公平  
介護保険の持続可能性を高めるた  
と理解を求めるが、対象者の家族  
らは困惑の声も上がる。(佐橋大)

「食費が倍以上になる。」



年収120万円～155万円が対象

税課世帯の第四段階<sup>1</sup>に分かれていた。今回の見直しは、預貯金の上限を引き下げた上で、第二段階を年収百二十万円以下の(1)と、百二十万円超の(2)に分け、②の補助額を減額。対象者は月約一万円の負担増になった=図。増加幅について、厚生労働省の担当者は「(1)と第四段階の差の半分になるようにした」と説明。夫婦一人の世帯(配偶者控除あり)の場合、第二段階(2)

世帯の全員が住民税非課税で、預貯金などの資産が基準以下などの条件を満たせば「補足給付」という補助が受けられる。補助額は本人の年金などの収入や預貯金の額によって決まる。

その補助の収入基準は今まで、単身世帯の場合は▽生活保護受給者などの第一段階▽年収八十万円以下の第二段階▽年収八十万円超から百五十五万円以下の第三段階▽対象外となる住民

に該当する収入の上限額は、本人か配偶者の多い方で年二百十一万円となる。

介護保険などの社会保障制度を研究する淑徳大（千葉市）教授の結城康博さんは「ケアプラン作成の有料化などが見送られた中、介護事業費の抑制策として選ばれたのが今回の負担増」と指摘。「老夫婦の世帯では入所していない人の生活が厳しくなる。生活を切り詰めるか、預貯金を崩すか、子どもからの仕送りを増やすしかない人もいるだろう」と影響を懸念する。

東海生活保護利用支援ネットワーク（名古屋市）事務局長の稻葉健一さんは「年金などの収入があっても、国が定める最低生活費を下回つていれば、生活保護を受けられる可能性がある。生活が苦しければ、自治体の窓口に相談」と呼び掛けた。同ネットワークも毎週火、木曜の午後一時、弁護士や司法書士による無料の電話相談＝電話による無料の電話相談＝電 =を受けている。